

京都市告示第403号

道路法第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	壬生経68号線	中京区壬生相合町64番地の15地先 同町62番地の1地先		
2	川島自歩1号線	西京区川島菟田町57番地の3地先 同区川島六ノ坪町94番地の17地先		
3	川島自歩2号線	西京区川島五反長町11番地の2地先 同上		
4	川島自歩3号線	西京区川島五反長町36番地の2地先 同上		
5	川島自歩4号線	西京区川島六ノ坪町29番地の2地先 同町28番地の2地先		
6	納所経28号線	伏見区納所下野27番地の57地先 同町27番地の10地先		
7	納所緯36号線	伏見区横大路松林36番地の20地先 同区納所下野27番地の80地先		

(建設局土木管理部道路明示課)